

愛媛県土地家屋調査士会大洲支部慶弔規程

土地家屋調査士会大洲支部会員及びその家族の慶弔については、本規程の定めるところによる。
大洲支部管轄の司法書士または法務局職員の慶弔については支部役員会で定めるものとする。

1. 慶弔金の種類は、表彰祝金、慶祝金、傷病見舞金、災害見舞金、弔慰金及び慰労金とし、その金員の贈呈等については、別表のとおりとする。
2. 表彰祝金等の受贈者は、いかなる理由であっても返礼をしてはならない。

附則

この規程は、平成 11 年 8 月 19 から施行する。

別 表

慶事対応基準

種 類	祝 意 者	贈 呈 金 員	備 考
叙勲褒賞等の受賞	会員一同	支部役員会において定める金額	担当 支部長
会員の結婚	会員一同	同上	担当 同上

弔事等対応基準

	種 類	弔 問 者 等	贈 呈 金 員	備 考
弔 意	会員	支部長	花輪・弔電・支部役員会において定める金額	本会へ通知
	家族(会員の配偶者・子及び父母)	同上	弔電	
	本会の会長および副会長	同上	花輪・弔電・支部役員会において定める金額	他の支部と同一歩調をとる。
	愛媛県土地家屋調査士会所属の会員		弔電	
	傷 病 見 舞	同上	(支部役員会において定める金額)	
	災 害 見 舞	同上	(同上)	
	脱会者に対する慰労	同上	(同上)	従事期間等によりその都度個々に検討する。